

栄村特命対策課嘱託職員募集要領

長野県 栄村

村長直轄で定住及び人口対策、雇用対策、新エネルギー対策、空き家対策等を専門に研究・検討する企画部署として栄村特命対策課を設置するにあたり、専属の嘱託職員を下記のとおり募集します。

記

1 募集人数 若干名

2 応募資格

次の(1)～(5)のすべてに該当する方が応募できます。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日現在で概ね満 20 歳以上の方
- (2) 現在、栄村に在住しているか、採用後栄村に住所を移し、栄村を生活の拠点とできる方
- (3) 普通自動車運転免許を所有している方
- (4) 基本的なパソコン操作ができる方
- (5) 心身が健康で、過疎地域の活性化に関する見識と意欲があり、地域住民と積極的に協働ができる方

3 活動概要

村長直轄で副村長直々の配置とし、役場各担当職員と連携を取りながら次の事業の企画立案を行う

- (1) 定住及び人口対策に関する事業
- (2) 雇用対策に関する事業
- (3) 新エネルギー対策に関する事業
- (4) 空き家対策に関する事業
- (5) その他村長が必要と認める事業

4 任用条件

- (1) 任用期間 雇用契約の日から平成 29 年 3 月 31 日まで(活動実績により 1 年毎に更新し、最長 3 年間延長可能)。ただし、事業が 3 年以上に及ぶ場合には、当該事業が終了するまでの間、任用期間を延長することがあります。
- (2) 賃金等 月額 201,500 円以内
ほかに年 2 回、6 月と 12 月に期末手当(計 2.9 ヶ月以内)を支給します。
なお、期末手当以外の各種手当及び退職金はありません。
- (3) 勤務先 村長直轄の栄村特命対策課で活動していただきます。
- (4) 勤務日 週 5 日、1 日 7 時間 45 分を原則としますが、活動内容によって変動します。
週休日(土曜日、日曜日)及び祝日等における活動は振替対応をします。
- (5) 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(うち休息时间 1 時間)を原則とします。
(職務上必要があるときは、始業時間及び終業時間を別途指定する場合があります。)
- (6) その他 ・年次有給休暇の制度があります。
・健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

5 応募と選考

- (1) 募集期間 平成 28 年 6 月 15 日(水)～平成 28 年 6 月 30 日(木) ※当日消印有効
- (2) 応募方法 (3)の提出書類を(5)の申込み先に直接持参又は郵送してください。
なお、提出書類の返却はいたしませんのでご了承ください。また、提出された個人情報
情報は採用のためだけに使用し、その他の目的には使用いたしません。
- (3) 提出書類 ① 所定の申込書兼履歴書
② 課題論文
・ 募集要領「3 活動概要」の(1)～(4)に掲げるものから1つを選んで自身が思い描く
構想の論文(800字以内)
・ 様式は任意、A4の横書き、パソコン入力
③ 戸籍謄本又は抄本
提出いただいた書類は返却しません。
- (4) 選考方法 ① 書類選考
提出された書類による選考を行います。
結果は、募集期間終了後に履歴書に記載された現住所(別途連絡先の記載がある
場合は当該連絡先)へ郵送にて文書で通知します。
② 面接
書類選考の合格者を対象に、面接を実施します。(7月中旬予定)
詳細は、書類選考結果通知の際にお知らせします。
③ 採用決定
採用の決定は、平成 28 年 7 月下旬に行う予定です。
- (5) 申込み先・お問い合わせ先
〒389-2792 長野県下水内郡栄村大字北信 3433 番地
長野県 栄村役場 総務課 行政係
電話: 0269-87-3112 FAX: 0269-87-3083
E-Mail: gyousei@vill.sakae.nagano.jp